

特定個人情報保護委員会（第62回）議事概要

- 1 日時：平成27年10月20日（火）13：30～14：30
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要

- (1) 議題1：簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）の職員が会議に出席した。

機構から、簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務全項目評価書の概要について説明があった。

嶋田委員から、「個人番号を収集・登録する窓口、渉外社員、外部委託先という3つの経路におけるリスク対策を説明してほしい。特に、渉外社員が携帯する端末機はインターネット接続できない仕様とのことだが、他にどのようなセキュリティ対策を講じているのか説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し機構から、「御指摘のとおり、かんぽ生命及び郵便局の窓口、渉外社員、並びに外部委託先の3つの経路があり、それらのいずれにおいても、個人番号カード等を提示いただく際に個人番号のメモ取りやコピーを禁止し、データ入力を行う端末についてはデータの保管や出力ができないような措置を講じているほか、端末へのログインはIDが必要であり、個人番号は入力すると即時に暗号化される措置を講じている。これらに加えて、窓口と渉外社員においては、紙媒体での収集・保管は行わないこととしている。また、渉外社員が用いる携帯端末機については、帰社時にワイヤーでロックして保管するとともに、万が一紛失した場合にもデータの遠隔消去が可能である。外部委託先については、ICカード等による入退室管理や監視カメラによる監視、紙媒体の持ち込み禁止等の措置を講じている」という旨の発言があった。

手塚委員から、「郵便局所からかんぽ生命への通信は専用線とインターネットのどちらなのか」という旨の発言があった。これに対し機構から、「専用線を用いている」という旨の発言があった。

さらに手塚委員から、「客先に持参する携帯端末機については客先で通信することはないか」という旨の発言があった。これに対し機構から、「客先で携帯端末機に入力したデータは郵便局所に持ち帰った後に、かんぽ総合情報システムへ送信する」という旨の発言があった。

阿部委員から、「かんぽ生命が税務署へ支払調書データを提出するに当た

って講じているリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し機構から、「暗号化した支払調書データを格納した電子媒体について施錠した状態で提出する」という旨の発言があった。

加藤委員から、「関係する職員が相当数にのぼる中、どのように監査を行うのかを説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し機構から、「機構は、監督方針等に基づき、かんぽ生命や再委託先である日本郵便株式会社に対して監査を行い、不適正な取扱いがあった場合は原因分析の上で対策を求めることとしている。かんぽ生命には内部監査部門があり、支店や日本郵便株式会社に対して監査を行い、規程の遵守状況等を確認している」という旨の発言があった。

さらに加藤委員から、「再委託先である日本郵便株式会社についてはどうか」という旨の発言があった。これに対し機構から、「日本郵便株式会社も同様に、社内の監査部門が適切に対応する」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「社員教育についてどのように取り組むのか、また、番号法施行に伴う規程類の整備について、説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し機構から、「個人番号に関わる実務を整理し、研修教材を作成して研修を行っている。また、個人情報に係るマニュアルを策定しているが、これに個人番号に関する記載を反映させている」という旨の発言があった。

(2) 議題2：平成27年度監視・監督方針について

事務局から、資料に基づき説明があった。

手塚委員から、「よくまとまっているが、情報セキュリティの人材確保は大変困難な状況になっているので、人材の獲得・育成についてはよく考えて対応していく必要がある」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「実効性が確保できるよう対応していきたい」という旨の発言があった。

加藤委員から、「番号法の改正により業務に追加される定期検査・定期報告について、限られた体制で網羅的に実施することは困難と考えられるので、メリハリを付けた検査の実施について検討してほしい」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「検査計画を検討する中で検討していきたい」という旨の発言があった。

内容について了承され、適切な時期に公表することとなった。

(3) 議題3：その他について

事務局から、厚生労働省が実施する「職業安定行政業務に関する事務」における特定個人情報保護評価の実施時期に係る協議について説明があった。

本協議について了承され、厚生労働省に対し、了承された旨を通知することとなった。

事務局から、所得税法施行規則等の改正に伴うガイドラインの修正予定箇所に関するホームページでの周知について説明があった。

事務局から、第50回、第51回及び第52回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上